

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : 株式会社村田組
業者の住所 : 兵庫県伊丹市西台 2-7-2 村田ビル 4 階
2. 競争参加停止措置期間 : 2021 年 9 月 17 日 ~ 2021 年 10 月 16 日
(1 カ月)
3. 事 実 概 要 :
株式会社村田組は、同社が請け負った大阪市内の一般工事の現場において、同社の労働者が傷害を負い休業したのに、前記工事現場とは別の同社の資材置き場で前記傷害を負った旨の虚偽の事実を記載した労働者傷病報告書を伊丹労働基準監督署長に提出した。このことにより、同社は、令和 3 年 5 月 26 日付けで労働安全衛生法違反として伊丹簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。
。
4. 競争参加停止措置理由 :
株式会社村田組が労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第 2 第 14 号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

<競争参加停止要領別表第 2>

措 置 要 件	期 間
1 ~ 13 略	
14 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内
15 略	